

自明治三十三年十月至同廿九年
議事部

郡市町村區域

知事官房

永年保存



利

明治廿八年三月
事務部長
第一課
事務係
五月十一日

縣知事官房
事務係
事務部長
第一課
事務係

縣知事官房

知事官

縣知事官房
事務係
事務部長
第一課
事務係

聖書に記する義本は多胡郡の郡中城
に因り歴史上著るは多胡郡の郡中城
郡の郡義本に如り和銅年中縁理月
兵部三郡の郡中城に置きたるに如り
立新に縁理郡の郡中城に置きたるに
に付他是郡の郡中城に置きたるに
有るは前記の如く事情に如く置きたるに
多胡郡に改め置きたるに地方人自に於て
又縁理郡に改め置きたるに地方人自に於て
申す多胡郡に改め置きたるに地方人自に於て
置きたるに如く置きたるに地方人自に於て

付馬考の如く折衷先は後方十二并人号に記す
凡そ是又字之勢多郡に改め置きたるに
名教下の不可成計に如く置きたるに
旁此物由縁理郡に改め置きたるに

縁理郡多雨郡に付ては郡長より厚く
市に如く見申すに依り郡に付ては雨郡
に如く置きたるに如く置きたるに

著るは年定まき如く置きたるに
与同是如く置きたるに如く置きたるに
代年考の如く置きたるに